

前回改正(平成29年1月1日)からの労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正概要

2017.5.30改正

改正箇所	改正内容	改正の概要	
第3	労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置に係る手続	1(5)イ(イ)e許可申請関係書類についての修正	役員の履歴書に記載する事項について文言を適正化した。
		1(8)ロ(イ)a(a)ii実施する教育訓練が有給かつ無償で行われるものであることに追記	段階的且つ体系的な教育訓練を実施する際の交通費の負担について追記した。
		1(8)ニ(イ)b小規模派遣元事業主への暫定的な配慮義務に追記	当該措置が経過期間中に限るものであることを明記した。
		1(8)ホ(イ)及び同c,dについての修正	個人情報等の収集、保管及び使用についての文言を適正化した。
		3(2)ハ(ハ)、ニ(ハ)に追記	変更届出関係書類が不要となる場合について追記した。
		9(5)労働者派遣事業関係手続提出書類一覧に追記	変更届出関係書類が不要となる場合について追記した。
第4	(旧)特定労働者派遣事業に係る経過措置	2(2)ハ(ハ)、ニ(ハ)に追記	変更届出関係書類が不要となる場合について追記した。
第5	事業報告等	6(2)ニに追記	平成29年5月30日付け全面施行された個人情報保護法に対応するため所要の改正を行った。
		6(3)ハに追記	平成29年5月30日付け全面施行された個人情報保護法に対応するため所要の改正を行った。
第7	派遣元事業主の講ずべき措置等	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	平成29年5月30日付け全面施行された個人情報保護法に対応するため所要の改正を行った。
第10	個人情報保護法の遵守等	1(3)に追記	平成29年5月30日付け全面施行された個人情報保護法に対応するため所要の改正を行った。
		1(4)及び2を削除	平成29年5月30日付け全面施行された個人情報保護法に対応するため所要の改正を行った。
		2(1)に追記	平成29年5月30日付け全面施行された個人情報保護法に対応するため所要の改正を行った。
		雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドラインを削除	平成29年5月30日付け全面施行された個人情報保護法に対応するため所要の改正を行った。
第15	様式集	様式第22号「個人情報等漏えい報告書」を削除	平成29年5月30日付け全面施行された個人情報保護法に対応するため所要の改正を行った。